（案）

四日市市総合治水対策（雨水対策編）

令和８年〇月

四日市市総合治水対策検討委員会

目次

○はじめに ……1頁
○総合治水対策（雨水対策編）の体系 ……2頁
（A）氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ……3頁
（イ）浸透させる
①開発行為における浸水施設の設置 ……3頁
②公共施設への浸水施設の設置 ……3頁
③民間施設への浸水施設の設置 ……3頁
（ロ）貯留（調整）する・遅滞させる
①開発行為における貯留施設の設置 ……3頁
②公共施設への貯留施設の設置 ……3頁
③公共事業における貯留施設の整備 ……3頁
④民間施設への貯留施設の設置 ……4頁
（ハ）流出させる
①下水道事業の促進 ……4頁
②河川事業の促進 ……5頁
③河川・水路内施設の適切な管理 ……5頁
（ニ）流入させない
①河川樋門の適切な管理 ……5頁
（B）被害の軽減・早期復旧のための対策 ……5頁
（イ）情報提供システムの確立
①水害ハザードマップの活用 ……5頁
②水位・降雨量等の情報発信と活用 ……5頁
（ロ）防災資材の備蓄・支給・ＰＲ
①土のう等の備蓄による事前準備 ……6頁
②自己防衛資材による自助 ……6頁
（ハ）ワラ・ゴミの流出防止対策
①ワラの流出防止対策 ……6頁
②ワラ・ゴミの除去 ……6頁
③ゴミの不法投棄対策 ……6頁
（ニ）水防意識の啓発・訓練等
①訓練・啓発の充実 ……6頁
②一刻も早い生活再建、社会経済活動の回復 ……6頁
（ホ）土砂災害に対する警戒
①周知・警戒態勢・啓発の充実 ……6頁
（C）被害対象を減少させるための対策
（イ）土地利用や住まい方の工夫
①土地利用の規制・誘導 ……7頁
②公共施設の耐水化 ……7頁
○総合治水対策検討委員会設立の目的 ……8頁

〇はじめに

平成１２年９月１１日に東海地方を襲った集中豪雨は、三重県の北部をはじめ、愛知県や名古屋市で大きな被害をもたらした。本市では、この豪雨を契機に「四日市市総合治水対策（雨水対策編）」をとりまとめ、雨水対策の取り組みを行ってきた。

この取り組みは、市内の都市化に伴う自然浸透面積の減少や、保水・遊水機能の低下による浸水被害に対し、河川や下水道の整備・管理に頼るのは限界があることから、水害に対する危機管理意識の充実を図り、減少しつつある保水・遊水機能を回復・確保する施策（浸透させる、貯留する、流出させる）を積極的に進めるとともに、市民自らの防災行動を支援する施策を展開してきた。

しかしながら、近年の気候変動の影響による想定を超える集中豪雨により、全国各地で甚大な水災害が発生しており、降雨量の増加や局所的かつ短時間の豪雨（ゲリラ豪雨）は今後、さらに懸念されるため、国は、災害は発生するものであるという前提に立ち、集水域、氾濫域を含めたあらゆる関係者が流域全体で治水・氾濫対策を進める「流域治水」の考え方のもとに防災・減災、国土強靭化対策を推進してきた。

本市においても、令和７年９月１２日から１３日にかけて記録的短時間大雨情報が発令され、中心市街地周辺において地下駐車場の水没などの甚大な浸水被害を受けた。

こうした気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、これまでの「総合治水対策」の取り組みに加え、国が示す「流域治水」の考え方を取り入れた本計画の見直しを行った。

新しい総合治水対策の体系については、流域治水対策に倣い「氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の３つの対策に分類した。あわせて、現総合治水対策の各施策についてもこの枠組みに位置づけ、今後も継続して取り組んでいくものとする。

水害から市民の生命と財産を守るためには、市民一人ひとりが水害を「自分事」として捉え、日頃から備えることが重要であり、被害を最小限に抑えるためには、市民、行政、事業者が協働する、「自助・公助・共助」の連携が不可欠である。

これらを踏まえ、新しい総合治水対策では、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にした上で目的を共有し、３つの枠組みによる対策を総合的かつ計画的に推進していくこととした。

四日市市総合治水対策（雨水対策編）の体系

取　組　内　容		行政がすること	事業者ができること	市民ができること
（A）氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策				
（イ）浸透させる	①開発行為における浸水施設の設置	▲	◆	●
	②公共施設への浸水施設の設置	▲		
	③民間施設への浸透施設の設置	▲	◆	●
（ロ）貯留(調整)する・遅滞させる	①開発行為における貯留施設の設置	▲	◆	
	②公共施設への貯留施設の設置	▲		
	③公共事業における貯留施設の整備	▲		
	④民間施設への貯留施設の設置	▲	◆	●
（ハ）流出させる	①下水道事業の促進	▲		
	②河川事業の促進	▲		
	③河川・水路内施設の適切な管理	▲		●
（ニ）流入させない	①河川樋門の適切な管理	▲		●
（B）被害の軽減・早期復旧のための対策				
（イ）情報提供システムの確立	①水害ハザードマップの活用	▲	◆	●
	②水位、降雨量等の情報発信と活用	▲	◆	●
（ロ）防災資材の備蓄・支給・PR	①土のう等の備蓄による事前準備	▲	◆	●
	②自己防衛資材による自助	▲	◆	●
（ハ）ワラ・ゴミの流出防対策等	①ワラの流出防止対策	▲	◆	●
	②ワラ・ゴミの除去	▲	◆	●
	③ゴミの不法投棄対策	▲	◆	●
（ニ）水防意識の啓発・訓練等	①訓練・啓発の充実	▲	◆	●
	②一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復	▲	◆	●
（ホ）土砂災害に対する警戒	①周知・警戒態勢・啓発の充実	▲	◆	●
（C）被害対象を減少させるための対策				
（イ）土地利用や住まい方の工夫	①土地利用の規制・誘導	▲	◆	●
	②公共施設の耐水化	▲		

※ 朱書きは、今回の見直しにより、新たに追加した取組。

総合治水対策

（A）氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

（イ）浸透させる

①開発行為における浸透施設の設置　（行政、事業者、市民）

・四日市市雨水浸透・調整施設設置技術基準に基づき浸透施設の設置を行う。

・駐車場、道路等に透水性舗装を採用し浸透能力の向上を図る。

・浸透施設を適切に管理し機能を維持する。

②公共施設への浸透施設の設置　（行政）

・公共施設（道路、公園、学校、駐車場等）に雨水浸透桝及び浸透式排水溝等の設置を行う。

・透水性舗装や植栽地、雨庭等の拡大により浸透能力の向上を図る。

・被覆材（チップ材、苔、芝、ワラ、砂利等）を用いて浸透機能の向上を図る。

・浸透施設を適切に管理し機能を維持する。

③民間施設への浸透施設の設置　（行政、事業者、市民）

・四日市市雨水浸透・調整施設設置技術基準に基づき浸透施設の設置を行う。

・透水性舗装や植栽地、雨庭等の拡大により浸透機能の向上を図る。

・里山や森林を市民協働で保全し浸透機能の向上を図る。

・農地を保全し浸透機能の向上を図る。

・浸透施設を適切に管理し機能を維持する。

（ロ）貯留（調整）する・遅滞させる

①開発行為における貯留施設の設置　（行政、事業者）

・１ｈａ以上又は洪水調整容量５００㎥以上の宅地開発において調整池の設置を義務付け、貯留（調整）機能の向上を図る。

・調整池を適切に管理し機能を維持する。

②公共施設への貯留施設の設置　（行政）

・公共施設（公園、運動場・駐車場等）に雨水貯留施設の設置を行う。

・公園、運動場、駐車場等の地下を調整池として活用し貯留機能の向上を図る。

・貯留施設を適切に管理し機能を維持する。

③公共事業における貯留施設の整備　（行政）

・雨水流出量の抑制を図るため雨水貯留施設（調整池や貯留管）を計画的に整備する。

・雨水貯留施設を適切に管理し機能を維持する。

④民間施設への貯留施設の設置　（行政、事業者、市民）

・不要となった浄化槽や貯水タンク等を雨水貯留施設として活用する。

・田んぼダムにより雨水を一時的に貯留する。

・ため池の低水位管理により雨水貯留機能の向上を図る。

・調整施設を適切に管理し機能を維持する。

（ハ）流出させる

①下水道事業の促進　（行政）

(1)既整備施設の機能発揮対策

［雨水ポンプ場施設］

・下水道ストックマネジメント計画に基づき施設の更新を行う。

・運転マニュアルを定め、適切な運転管理に努める。

・四日市市下水道施設耐水化計画に基づき施設の耐水性を高める。

［雨水管渠、水路施設］

・樋門、スクリーン等の付帯施設の整備点検、改良に努める。

・雨水管渠の計画的な更新に努める。

・既設水路の流下能力を向上させる。

・バイパス水路等により流量の分散化を図る。

・水路の合流箇所やネック点を改良し通水機能を高める。

・排水区域外の雨水が流入しないように、遮断水路の築造を行う。

(2)計画的整備事業の推進

・排水施設（雨水幹線や雨水ポンプ場）を計画的に整備し排水能力の向上を図る。

(3)緊急時の応急対策

［雨水ポンプ場施設］

・上流の水路に水位監視装置を取り付け、大雨時の早期運転に努める。

・可搬式ポンプの適切な管理に努める。

・可搬式発電機及びポンプの借り上げについて、民間業者の協力体制を維持・拡充する。

［雨水管渠、水路施設］

・流下物の詰まりによる水路、管路の閉塞防止対策を維持・拡充する。

・樋門、スクリーンの管理体制を維持・拡充する。

・緊急時に必要な応急資材（水中ポンプ、発電機、土のう、人員等）を確保するため、民間業者との応援体制を確立する。

②河川事業の促進　（行政）

(1)既整備施設の機能発揮対策

・河道掘削や樹木伐採等を実施し通水機能を確保する。
・河川の合流箇所やネック点を改良し通水機能を高める。
・既設河川構造物の把握を行うため、河川台帳の整理を行う。

(2)計画的整備事業の推進

・準用河川、普通河川の整備を計画的に推進し、治水安全度の向上を図る。
・河床洗堀箇所は調査に基づいて計画的に保全を行う。
・国、県が管理する一、二級河川と整合した河川改修を行う。

(3)緊急時の応急対策

・水防倉庫を活用した備蓄や民間業者による調達で応急資材を確保する。
・緊急時に必要な応急資材（水中ポンプ、発電機、土のう、人員等）を確保するため、民間業者との応援体制を確立する。

③河川・水路内施設の適切な管理　（行政、市民）

・河川、水路内の農業用取水堰を適切に運用管理し通水機能を維持する。

（ニ）流入させない

①河川樋門の適切な管理　（行政、市民）

・国、県管理河川堤防内の樋門を適切に運用・管理し河川外水の流入を防ぐ。
・農業用取水樋門を適切に運用・管理し、河川外水の流入を防ぐ。

（B）被害の軽減・早期復旧のための対策

（イ）情報提供システムの確立

①水害ハザードマップの活用　（行政、事業者、市民）

・水害ハザードマップを活用し防災活動に役立てる。

②水位、降雨量等の情報発信と活用　（行政、事業者、市民）

・水位や降雨量の観測局を増設し情報の充実を図り、防災行動に役立つ情報をインターネットや四日市市Ｓアラート、ＳＮＳ等の様々な媒体により発信を行う。
・気象データと水位情報を組み合わせ、ＡＩによるリアルタイム浸水予測の情報発信を行う。
・ワンコイン浸水センサ等の情報を収集し避難計画などの防災活動に活用する。
・防災重点農業用ため池に監視カメラや水位計を設置し、危険水位に達した場合はメールにて情報を発信し、避難判断に役立てる。
・ＡＩを活用したＳＮＳ投稿情報収集システムを導入し災害情報の収集を行う。

（ロ）防災資材の備蓄・支給・ＰＲ

①土のう等の備蓄による事前準備　（行政、事業者、市民）

・土のう、砂等を水防倉庫等や地区市民センターで備蓄し、水災害に備える。

・備蓄資材の定期的な補給や、支給体制を整理し、水災害に備える。

②自己防衛資材による自助　（行政、事業者、市民）

・自己防災資材を活用して自衛する。

・止水板や土のう等により浸水に備える。

（ハ）ワラ・ゴミの流出防止対策

①ワラの流出防止対策　（行政、事業者、市民）

・稲ワラの流出による水路の閉塞を防止するため水田に鋤き込む。

・稲ワラを再利用するため水田から除去を行う。

②ワラ・ゴミの除去　（行政、事業者、市民）

・パトロールを行い、ワラ・ゴミを除去し水路の通水機能を維持する。

・スクリーンやかき上げ装置の改良、整備を行い、通水機能を維持する。

③ゴミの不法投棄対策　（行政、事業者、市民）

・河川、水路内のゴミの早期撤去に努め不法投棄を防ぐ

・河川、水路のパトロールや啓発により不法投棄を防ぐ。

（ニ）水防意識の啓発・訓練等

①訓練・啓発の充実　（行政、事業者、市民）

・行政、市民、事業者等が協力して水防訓練等を実施する。

・防災講座や広報等の啓発により水防意識の向上を図る。

②一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復　（行政、事業者、市民）

・被災を想定した訓練と事前準備を行い早期再建に役立てる。

・社会インフラの早期復旧を行い生活再建や社会経済活動の回復を行う。

・国、県との支援体制の連携を強化する。

（ホ）土砂災害に対する警戒　（行政、事業者、市民）

①周知・警戒態勢・啓発の充実

・土砂災害ハザードマップにより、想定されるリスクを把握し減災に努める。

・防災行政無線設置により警戒避難体制を整備し早期避難に繋げる。

・急傾斜地箇所付近の啓発看板により災害リスクを認知し、避難行動に繋げる。

（C）被害対象を減少させるための対策

（イ） 土地利用や住まい方の工夫　（行政、事業者、市民）

①土地利用の規制・誘導

・土砂災害特別警戒区域内からの住宅移転に支援を行い土砂災害の被災を避ける。

・ハザードマップを用いた開発許可制度の規制を行い、浸水被害を避ける。

・立地適正化計画における居住誘導区域に住宅等を立地誘導し、災害リスクを避ける。

②公共施設の耐水化　（行政）

・施設の重要度に応じた公共施設の耐水化を図り災害に備える。

［総合治水対策検討委員会設立の目的］

従来の「総合治水対策」の施策を継承し、あらゆる関係者が協働して水害対策を行う国の施策である「流域治水」の考え方を取り入れた「新たな総合治水対策」を推進することを目的とする。

１．総合治水対策検討委員会　構成員

○会長　　副市長（都市整備部担当）
○副会長　上下水道事業管理者
○委員　　危機管理統括部長
　　政策推進部長
　　商工農水部長
　　都市整備部長
　　都市整備部計画担当部長
　　上下水道局管理部長
　　上下水道局技術部長

２．総合治水対策検討委員会幹事会　構成員

○事務局長　治水対策監
○幹事　　危機管理統括部　危機管理課長
　　政策推進部　政策推進課長
　　商工農水部　農水振興課長
　　都市整備部　都市計画課長　建築指導課長
　　開発審査課長　道路建設課長
　　道路維持課長　河川排水課長
　　上下水道局　経営企画課長　施設課長
　　下水建設課長　下水維持課長
○関係課長　市民生活部　市民生活課長
　　都市整備部　市街地整備課長　営繕工務課長
　　公園緑政課長　道路管理課長
　　市営住宅課長
　　教育委員会　教育施設課長

○事務局　都市整備部　河川排水課
○アドバイザー　三重大学　葛葉　泰久名誉教授

３．平成１３年７月策定。
平成１９年４月第１回改訂
令和　８年○月第２回改訂